

# ～やすを使用した遊漁に 関する重要なお願い～



**！漁港の入口**など、船舶の航行が予想される場所での遊漁は**危険**なので絶対にやめてください。

**！潜水中**は、標旗や目に付きやすいフロートを設置するなど、航行する船舶に**自身の位置を知らせる**よう努めてください。

**！各地区で漁業者**が資源保護の観点から、**地元ルール**を定め、**漁場を管理**している場合があります。

**！安全確保**や**地元ルール等**の確認のため、事前に最寄りの漁協へ**ご相談**ください。

## 【やす】

- ▶柄を手で持って、目的物を直接突き刺すもの。
- ▶ゴムが付属する場合、ゴムの弾力を用いて柄を掌中にすべらせるもので、目的物を突き刺したときに、柄が掌中に残るもの。

※ただし、発射装置を備えたものは水中銃となり、山口県漁業調整規則第49条の2に抵触するため、使用できません。